

指示第12号

令和3年3月2日

大阪拘置所長 橋本洋子

被収容者に係る治療食の給与並びに自弁の食料品及び飲料の取扱い
について

標記について、下記のとおり定め、即日施行するので承知願います。

記

- 1 医師が診察した結果、高血圧症、糖尿病、消化管潰瘍等の疾病のため、治療食を給与し、又は自弁の食料品及び飲料の摂取を制限する必要があると認めた被収容者（以下「食事変更者等」という。）に対しては、診察に当たった医師が本人に病状を十分に説明し、食事変更等同意書（別紙様式1）を提出させる。
- 2 医務部職員は、上記1により、食事変更者等が同意書を提出した場合、食事変更等連絡表（別紙様式2）を作成の上、これを会計課領置係に回付するとともに、速やかに、同人が収容されている居室棟を所管する処遇区及び同担当職員に同変更内容を連絡する。
- 3 本取扱いに係る自弁の食料品及び飲料の制限に係る購入及び差入れ品目の選定は、医務部長が行う。
医務部職員は、同選定内容等を会計課領置係職員に連絡し、これを受けた同係は、自弁の食料品及び飲料に係る取扱商品価格表中の医療制限欄を整理の上、同人が収容されている居室棟を所管する処遇区に引き継ぎ、同表を各居室に備え付けることとする。
- 4 食事変更者等の居室は、原則として単独室とするが、やむを得ず共同室に収容する場合には、処遇部門において、できる限りこれらの者を集禁するなど、適切な措置を講ずること。

食事変更等同意書

年 月 日

大阪拘置所長 殿

称呼番号

氏 名

この度、当所医師から、自己の病状について十分な説明を受け、治療の必要性について理解しましたので、下記の事項について了承します。

なお、差入れについては、治療を受けているため、差入れされても摂取できないものがある旨を私から面会者に伝えます。

記

病 名

間食の制限 有 無 差入弁当のみ制限

上記について説明しました。

年 月 日

医師印

